

安心安全マップ作成業務（板橋学区及び南浜学区）に係る業務受託候補者募集要領

令和元年 8 月 2 1 日
伏見区役所地域力推進室
まちづくり推進担当

■受託希望者からの企画提案書の提出期限

令和元年 9 月 1 3 日（金）

※ 持参の場合は、提出期限日の午後 5 時までに持参してください。

※ 郵送の場合は、提出期限日必着とします。

■受付及び問合せ先

伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当

〒612-8511 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

TEL 075-611-1144 FAX 075-611-0634

※ 受付は、持参又は郵送による。電子メールでの提出は受け付けません。

※ 問合せ等で電子メールでのやり取りを希望される場合は、上記連絡先まで御相談ください。

1 業務名

安心安全マップ作成業務（板橋学区及び南浜学区）

2 業務内容

安心安全マップ作成業務（板橋学区及び南浜学区）仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

3 委託契約期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 3 1 日（火）まで

4 予定価格

700,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）以内

5 応募資格

次の要件をすべて満たす者としてします。

- （1）京都市契約事務規則第 4 条第 2 項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第 2 2 条第 1 項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。

- (2) 企画提案書提出の期間から選定結果通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）をいう。）が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

6 企画提案書等の提出方法及び提出期限

(1) 提出するもの

- ア 参加希望申出書（第1号様式，別添）
- イ 企画提案書（第2号様式，別添）
- ウ 見積書（様式任意）

(2) 企画提案書等の提出方法

- ア 参加希望申出書（第1号様式）を表紙として、3部を持参又は郵送してください。

なお、紙媒体により提出してください。（電子データ等での提出は受け付けません。）ただし、持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、各日の午前9時から午前12時まで、又は午後1時から午後5時までの間とします。

- イ 提出期限 令和元年9月13日（金）

なお、持参の場合は、提出期限日の午後5時までに持参ください。

郵送の場合は、提出期限日必着とします。

(3) 提出先及び問合せ先

伏見区役所地域力推進室まちづくり推進担当

〒612-8511 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

TEL：075-611-1144 FAX：075-611-0634

7 企画提案書等の資格審査及び通知

前条の企画提案書等の提出のあった者に対して、資格の有無を確認し、その結果をFAX又は電子メールにて、企画提案書を受領した日から京都市の休日を定める条例第1項に規定する休日を除く3日以内に通知します。

8 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書

ア 作成方法

企画提案書は、A4サイズ用紙5枚以内で作成してください。記載に当たっては、用紙の両面を使用しても構いませんが、その場合は、5頁以内とします。

イ 企画提案書の内容に関する留意事項

企画提案書の作成に当たり、仕様書の内容に関して、次の内容を盛り込んでください。

(ア) 業務実施体制

確実な業務遂行が可能であるか、担当職員の人数、経験や実績等、業務実施に係る体制を記載してください。

(イ) 業務遂行方法

本市と適宜連絡、調整、協議を行い、本業務を迅速に遂行できる体制となっているか記載してください。

(ウ) 専門性、独自性

他社と異なる専門性、独自性など、強みとなる事項がありましたら、記載してください。

(エ) 企画力、提案力

マップの作成に当たっては、原則、地域住民等の話し合い（ワークショップ）や現地調査（まち歩き）に参加し、防犯や交通安全等の注意箇所について話し合うと共に、実際に現場を確認して得られた情報を基に作成していただきます。地域住民等が円滑かつ効果的にワークショップ・まち歩きを進めることができるような工夫やアイデアがあれば記載してください。

また、マップを分かりやすく、親しみやすい内容とする工夫やアイデアについても記載してください。

【提案例】

地域住民等によるワークショップやまち歩きを効果的に行うための各種提案（受託者による安心安全マップ作成に係る地域住民等に対する研修・講義等の実施やまち歩きに用いる下図（白地図）のイメージ等）

(オ) 類似業務の受託業務実績

直近3年の類似業務の受託実績があれば記載してください。また、実際に作成したマップ等について、サンプルとして添付してください。

(2) 見積書の提出

企画提案書等に記載する内容を踏まえて、見積書（任意様式）を提出してください（宛先は京都市伏見区長としてください。）。

なお、見積書については、価格の内訳が分かるように表示してください。

9 選定方法

業務受託候補者の選定は、本市職員で構成する選定委員会が、次の手順により総合的に公平かつ客観的に審査し、全ての提案者の順位を決定したうえで、最も優れていた者を受託候補者に選定します。

(1) 書類による審査

提出された企画提案書等に基づき、提案内容と応募者の事業実施能力を審査し、委託業者を決定します。

選定された者に対しては、選定された旨を通知します。

なお、評価に際して、企画提案書等の内容詳細について本市で確認する必要がある場合は、提案者に対して質問を行うことがあります。

(2) 評価基準

次の提案に対する点と価格点の合計により決定します。

		評価の着眼点	配点
提案	企画提案書	業務実施体制	10
		業務遂行方法	10
		専門性、独自性	10
		企画力、提案力	25
		類似業務の受託業務実績	15
		(小計)	(70)
価格 (見積価格により自動算出)		※価格点の算出方法（小数点以下第1位で四捨五入） 価格点＝価格点の上限〈30点〉×（すべての提案者の見積価格のうち 最低価格÷提案者の見積価格）	30
		(小計)	(30)
合計			100

(3) 提案の無効

提案が次に掲げる場合に該当するときは無効とします。

ア 5に掲げる資格のない者が提案を提出した場合

イ 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 上記の内容に示した提案に関する要件に適合しない場合

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とします。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日から令和2年3月31日（火）までとする。

(4) 特約事項

企画提案書内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本市の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けた後に、受託者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、委託料を支払う。

(8) 著作物に係る権利等

本調査の実施に当たって作成する著作物に係る権利は本市に譲渡するものとし、本市による編集等の二次利用を妨げないものとする。

(9) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について確認を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。

ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(10) 瑕疵担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときには、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、契約目的物の瑕疵が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

エ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

11 契約手続

受託候補者と別途協議します。